



ファーストケアから重要なお知らせ

## ファーストケア Ver.7

### 令和3年度介護報酬改定について (Vol.2)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月5日に厚生労働省より（案）付ではございますが、全てのサービスコードと単位数が公表されました。

これを受けて居宅支援版・居宅提供版・小規模多機能版・看護小規模多機能版・包括支援版・高齢者住宅版につきまして、

（案）付の単位数で令和3年度介護報酬改定版の提供を開始します。確定版のご提供は4月末を予定しております。

※3月19日に厚生労働省より2回目の（案）付が提示されましたが、いちにちも早くファーストケアをご提供するために3月5日の内容に準じた機能でリリースします。

#### 【ファーストケア居宅版令和3年度介護報酬改定対応バージョン】

居宅支援版・居宅提供版・小規模多機能版・看護小規模多機能版・包括支援版・高齢者住宅版・記録版とも

V7.1.500

#### 【バージョンアップ手順】

全てのパソコンでファーストケアを終了し、親機でバージョンアップをしてください。

子機でもバージョンアップできますが、通信速度によりエラーになる場合があります。

特に親機のある事務所以外の場所でファーストケアをご利用の場合は、必ず親機でバージョンアップをしてください。

親機でバージョンアップ後、子機でファーストケアへログインすると同期取りが行われます。

※親機がクラウドサーバーの場合は、クラウドサーバーを管理するシステム管理者へご相談ください。

①通常の自動バージョンアップにて、バージョンアップします。

- 全ての子機でファーストケアを終了します。

- 親機で、システム管理者ユーザでファーストケアにログインします。

システム管理者ユーザは、ファーストケアログイン画面でユーザ名の[再取得]をクリックするとして表示される職員選択リストの一番上に表示されるユーザです。

- 自動バージョンアップのメッセージが表示されたら、[OK]をクリックします。



続けて表示されるメッセージで[ダウンロード開始]をクリックします。

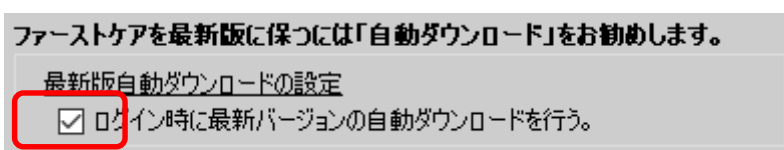
その後に表示されるメッセージは[更新開始]→[はい]→[OK]をクリックして進めてください。

- ・ファーストケアのお知らせ画面が表示されたら画面左上に表示されているバージョンが7.1.500と表示されていることをご確認ください。



②システム管理者でログインしても自動バージョンアップのメッセージが表示されない場合は、次の手順でバージョンアップしてください。

- ・システム管理者ユーザでファーストケアにログインします。  
システム管理者ユーザは、ファーストケアログイン画面でユーザ名の「再取得」をクリックするとして表示される職員選択リストの一番上に表示されるユーザです。
- ・「<<維持管理>>」をクリックして、維持管理画面を開きます。
- ・右下に表示されている「最新版自動ダウンロードの設定」チェックボックスをクリックしてチェックを外し、再度チェックをつけます。もともとチェックが入っていない場合は、チェックをつけます。

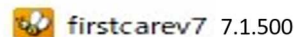


「最新にバージョンアップ可能かどうかを、今すぐサーバーに確認しますか?」は、[はい]をクリックします。

続けて表示されるメッセージで[ダウンロード開始]をクリックします。

その後に表示されるメッセージは[更新開始]→[はい]→[OK]とクリックして進めてください。

- ・ファーストケアのお知らせ画面が表示されたら画面左上に表示されているバージョンが7.1.500と表示されていることをご確認ください。



③インターネットに接続していないパソコンや①、②の手順でエラーになる場合は、ユーザーサポート情報サイトからインストーラをダウンロードして、バージョンアップします。このバージョンアップは子機のファーストケアとプログラムの同期取りを行いません。そのため、すべての子機で同じ手順でバージョンアップが必要です。

[添付1「インターネットに接続していないパソコンのインストール手順書」](#)をご確認ください。

### 【ファーストケア居宅版 V7.1.500 の制限事項について】

- ①国保連請求、包括請求、利用者請求、売掛入金管理、売上情報 CSV 出力 (TMS アップロード)、請求履歴一覧は令和3年4月以降は操作できません。4月末にご提供するバージョンで操作が可能になる予定です。
- ②サービス利用票別表、サービス提供票別表は3/19に新しいレイアウトと記載例が公開されたため、ファーストケア V7.1.500 では対応しておりません。3月末にリリースするバージョンでご提供する予定です。新しいレイアウトは「給付管理単位数」列が追加されます。
- ③<<実績管理>><<加減算設定>>画面は4月以降も表示できますが、制度改正未対応です。4月以降はご利用になれません。4月末にご提供するバージョンで操作が可能になる予定です。
- ④提供モード<<アセスメント>><<TOP>>機能説明等が支援モードの内容になっており、正しくありません。
- ⑤改正項目である加算の算定要件等について解釈が明確ではないものがあります。そのためファーストケア V7.1.500 では事業所情報や各スケジュール登録時のエラーチェックを厳密には行っておりません。登録時には算定要件に合致しているか、ほかの加算との相互関係で矛盾がないかなど、ご担当者様にて十分ご確認ください。今後、

厚生労働省から発信されるQ&Aや補足説明で解釈が明確になったら、順次ファーストケアに反映していく予定です。

⑥日常生活支援総合事業の標準マスタからの取り込みは、国保連合会から標準マスタが提供されるまで、ファーストケアではご提供はできません。標準マスタの提供時期は未定であり、4月ご利用分の請求には間に合いません。必ず保険者から入手してください。

⑦LIFEとの連携については、ベンダー（弊社）とLIFE（厚生労働省）の連携テストが3/22（月）から行われる予定です。各ベンダーが疑義を取りまとめて厚生労働省に照会していますが、回答が保留されているものも数多くあります。また、公開されている資料の中には矛盾した記載も散見します。

今後、Q&Aや解釈説明などが厚生労働省から発信されると、現時点でご提供する機能の解釈変わる可能性がございます。解釈違いは順次修正対応していきますが、入力していただいた内容の変更など事業所様への影響も想定されます。あらかじめご了承ください。

なお、ファーストケアV7.1.500では一部の情報入力機能のご提供になります。詳細は[添付4「科学的介護情報システム（LIFE）連携について」](#)をご確認ください。

## 【ファーストケアの設定変更】

介護報酬改定版V7.1.500にバージョンアップ後、令和3年度介護報酬改定版としてご利用していただくために、以下の順にファーストケアの設定を行います。設定変更が終わるまで令和3年4月以降のスケジュールを作成しないでください。設定前にスケジュールを作成すると、サービスコードや加算が正しく複写されません。ご注意ください。既に作成されている4月以降のスケジュール変更については、下記6項で説明します。

1. 事業所情報にて、令和3年4月以降の加算を設定します。 [添付2「事業所情報の設定変更」](#)
2. 自社で通所系サービスを行っている場合は初期値情報にて、4月以降の加算初期値設定を設定します。
3. 地域区分が変更された保険者は保険者情報の単価設定、総合事業の単価設定を変更します。
4. 令和3年4月以降の単位数表マスタを取り込みます。（日常生活支援総合事業）
5. 住所地特例の終了日が令和3年3月31日になっていないか確認します。
6. 月間個人予定・月間個人実績でバージョンアップ前に作成したスケジュールの加算等を確認・修正します。
7. 自社で福祉用具貸与サービスを行っている場合は、福祉用具の全国平均貸与価格・貸与価格の上限の一覧を取り込みます。

各項目の変更手順を、以下でご案内します。

### 1. 事業所情報の変更 <<各種登録情報>>事業所情報

令和3年3月までの地域区分や加算情報とは別に令和3年4月以降の情報を設定するため、**事業所情報の履歴管理**を行うようになりました。[添付2「事業所情報の設定変更」](#)をご確認いただき、設定変更してください。

全ての事業所様で必ず設定が必要です。

### 2. 初期値情報の変更 <<各種登録情報>>初期値情報[通所介護などのサービス種類]タブ

自社通所系サービスで初期値情報の加算初期値を設定している場合は、サービス種類タブをクリックして令和3年4月以降に算定する加算の初期値を設定します。介護給付と予防給付、介護給付と総合事業はさらに設定画面がわかれています。必要なサービスはもれなく設定値をご確認ください。



3. 地域区分の変更 <<各種登録情報>>保険者情報[単価設定]及び<<各種登録情報>><総合事業>[単価設定]

地域区分が変更された保険者は、保険者情報の単価設定、総合事業の単価設定を変更します。

地域区分が変更されない保険者は、この設定は不要です。

参考：[添付3 令和3年から令和5年までの間の地域区分の適用地域](#)

①<<保険者情報>>画面で地域区分を変更する保険者を保険者情報リストから選択して、[単価設定]をクリックします。



②[新規]ボタンをクリックします。

③適用開始年月は「令和 03 年 04 月 01 日」を入力します。

保険者の地域区分は新しい地域区分を選択します。

[保存]ボタンをクリックします。

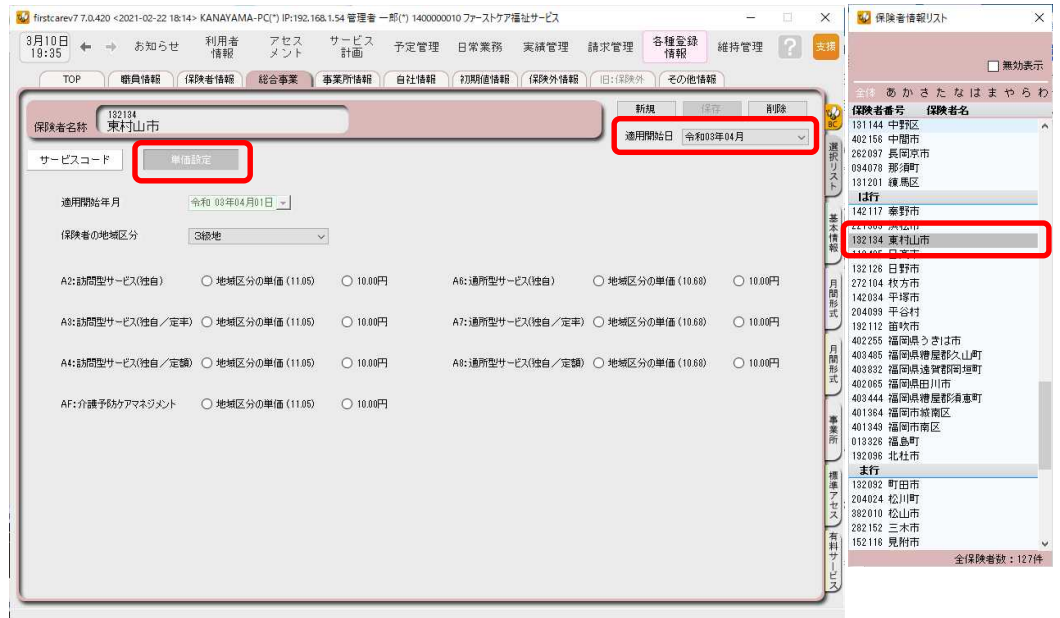


注：必ず[新規]ボタンをクリックしてから適用開始年月と保険者の地域区分を設定してください。

適用開始年月に令和 03 年 04 月 01 日以前が表示されている地域区分を変更すると、3 月以前の金額が変わります。

④<<総合事業>>画面で地域区分を変更する保険者を保険者情報リストから選択して、[単価設定]をクリックします

画面右上の「適用開始日」欄をクリックし、令和 03 年 04 月が表示されたら選択します。令和 03 年 04 月表示されない場合は、[新規]ボタンをクリックします。



⑤適用開始年月は「令和 03 年 04 月 01 日」を入力します。

保険者の地域区分は新しい地域区分を選択します。

日常生活支援総合事業の費用計算する場合の単価を選択します。地域区分の単価を使うか、10 円を使うかは、保険者によって異なります。ご不明な場合は、保険者にご確認ください。

A2～A4、A6～A8、AF すべての単価を設定したら、保存ボタンをクリックします。

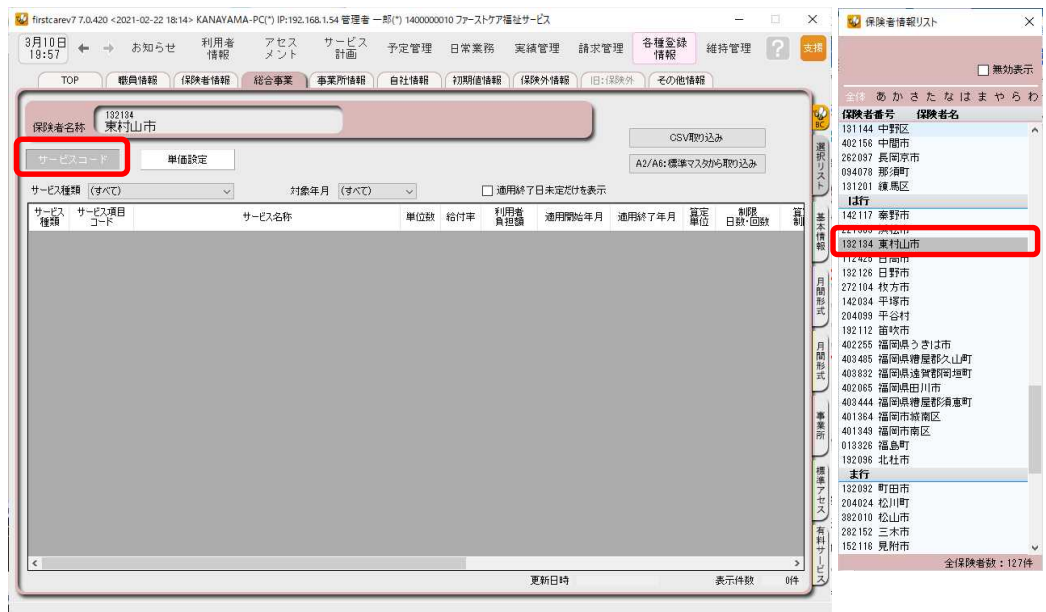


4. 令和 3 年 4 月以降の単位数表マスタ取込（日常生活支援総合事業）《各種登録情報》×《総合事業》[サービスコード]  
 日常生活支援総合事業用の単位数表マスタを取り込みます。取り込むデータは保険者のホームページで公開されます。一部の保険者ではホームページで公開せずに介護保険課などに問い合わせると、メール等で提供されることもあります。まずは検索サイトで「x x x 市（川崎市など） 日常生活支援総合事業 サービスコード」と入力して、検索してください。検索したホームページに令和 3 年 4 月からのサービスコード表と単位数表マスタが掲載されている場合は、ダウンロードします。

注：令和 3 年 4 月以降の単位数表マスタを取り込まないと、4 月以降の利用票／提供票が正しい単位数で作成できま

せん。標準マスタからの取り込みは、国保連合会から標準マスタが提供されるまで、ファーストケアでは取り込みできません。標準マスタの提供時期は未定であり、4月ご利用分の請求には間に合いません。必ず保険者から入手してください。

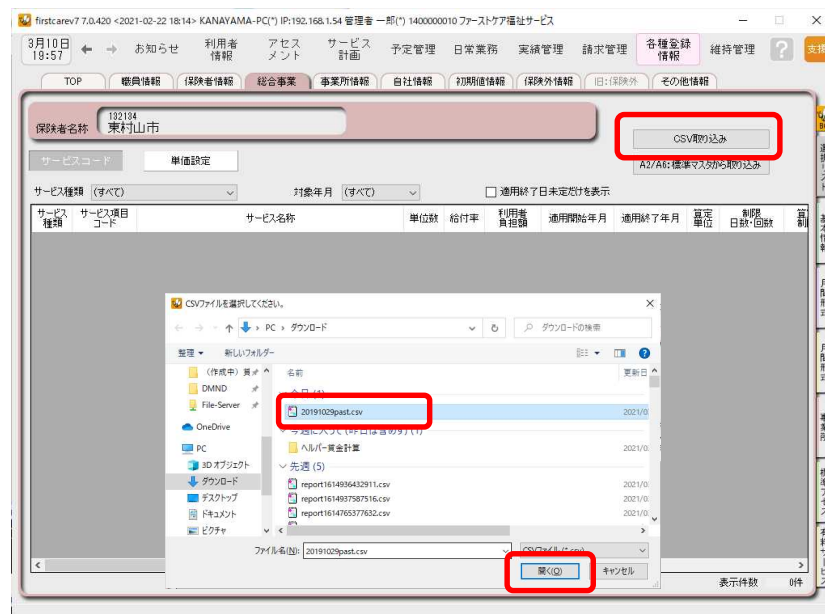
①総合事業画面で単位数表マスタを取り込む保険者を、保険者情報リストから選択して表示します。



②画面右上の[CSV 取り込み]をクリックすると、ファイルを選択する画面が表示されます。保険者から入手した単位数表マスタを選択して、[開く]をクリックします。

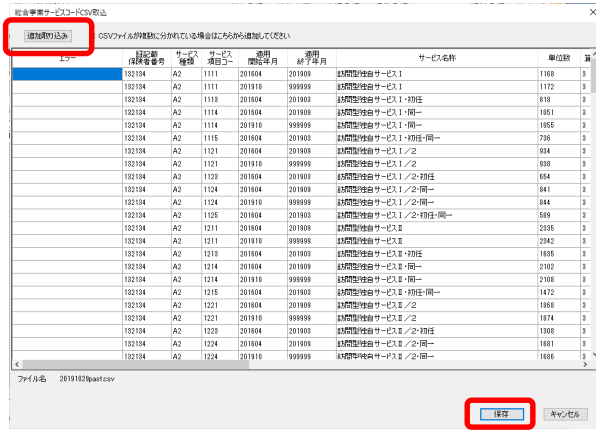
「●1行目の内容：被保険者番号、種類コード、項目コード、適用開始年月…

1行目をヘッダとして扱いますか?」と表示された場合は、[はい]を選択します。



③単位数表マスタの内容が表示されます。右下の[保存]をクリックして、ファーストケアに取り込みます。

単位数表マスタがサービス種類毎に分割されている場合は、左上の[追加取り込み]をクリックして、結合してから[保存]します。[保存]ボタンをクリックすると、過去も含めて登録されているスケジュールのチェックを行います。そのため「マスタの取込が終わりました」と表示されるまで、時間がかかることが想定されます。

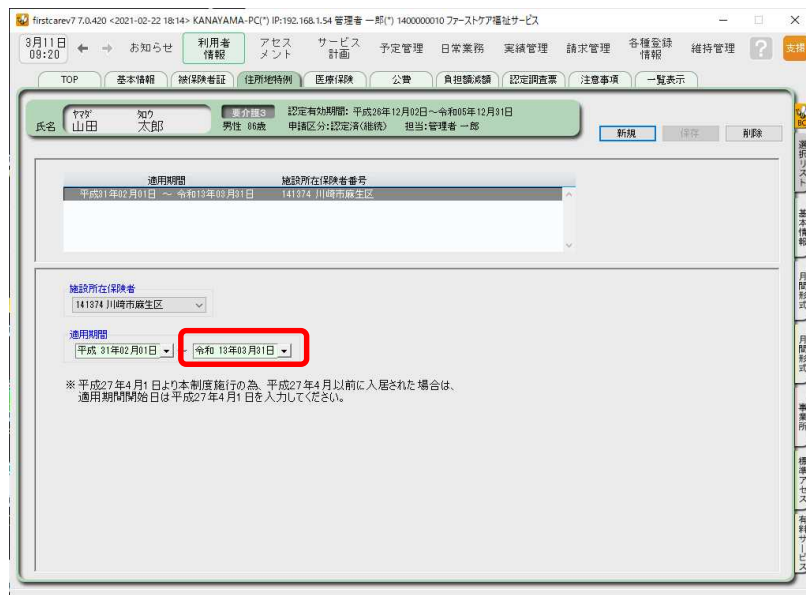


④取込みが完了すると、適用開始年月が令和 3 年 4 月のサービスコードが表示されます。



5. 住所地特例の適用期間終了日を確認します。 <<利用者情報>>住所地特例

住所地特例の適用期間終了日は実際には決まっているわけではありませんが、必須項目のため介護報酬改定タイミングの令和 3 年 3 月 31 日を設定している事業所様がいらっしゃります。令和 3 年 3 月 31 日を設定していた場合は、令和 6 年 3 月 31 日もしくは 10 年先の令和 13 年 3 月 31 日など延長してください。適用期間自体は請求様式に記載することはないので、長い期間を設定しても問題ありません。



## 6. 複写後、月間個人予定で加算の確認・修正

令和3年4月の月間個人予定スケジュールをまだ作成していない場合は、必ず先に1. 事業所情報の設定を変更したあとで<前月からの複写>や<前月からの一括複写>でスケジュールを作成します。地域密着型通所介護（療養型）は月包括単位での算定となったため、翌月への複写はいたしません。

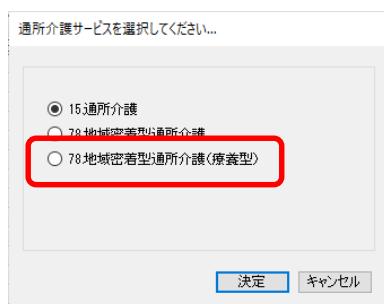
V7.0.420以前のファーストケアで作成した4月以降のスケジュールは、自動変換できる項目についてはファーストケアのバージョンアップの中で変換しています。しかしながら新設加算や算定要件が変わった加算など自動変換できない項目も多く、それらは未設定になっています。V7.0.420でスケジュールを作成したときは設定してあった加算が、V7.1.500では未設定に変わっている加算もあります。1. 事業所情報の設定を変更したあとで、お一人ずつ月間個人予定・月間個人実績画面でスケジュールの見直しと再設定をしてください。週間形式設定画面で修正すると、4月から5月へ複写できます。

## 7. 福祉用具の全国平均貸与価格・貸与価格の上限一覧の取込み <<各種登録情報>><その他情報>[福祉用具貸与品情報]

令和3年4月から（全商品）、令和3年7月から（新商品）の全国平均貸与価格・貸与価格の上限一覧表が公開されています。自社で福祉用具貸与サービスを提供している事業所様は厚生労働省もしくは公益財団法人テクノエイド協会からダウンロードして、ファーストケアに取り込みが必要です。今回、貸与価格の上限が変更された福祉用具がございます。上限が引き下げられた福祉用具は貸与価格の変更が必要です。変更手順をご案内いたします。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

### 【V7.1.500 そのほかの新機能、変更点】

- ①提供モード <<サービス計画>><アセスメント>画面を表示するボタン位置が、<<アセスメント>><標準アセスメント>に変わりました。
- ②提供モード <<ヘルパーアサイン>画面を表示するボタン位置が、<<サービス計画>><訪問介護>[ヘルパーアサインを起動する]に変わりました。
- ③提供モードの<<アセスメント>><興味関心チェック>画面を追加しました。個別機能訓練加算Ⅱ、リハビリテーションマネジメント加算（A）口、（B）口を算定する場合は入力が必要です。
- ④介護報酬改定内容に準拠してLIFEと連携するために、機能訓練計画書のレイアウトを追加しました。
- ⑤居宅サービス計画書、福祉用具サービス計画書以外のサービス計画書では印刷時に、押印箇所に「印」を出力するか・しないか選択できるようになりました。福祉用具サービス計画書は全国福祉用具専門相談員協会サイトで公開されているふくせん版「福祉用具サービス計画書」が更新されたら、対応する予定です。
- ⑥<<予定管理>><月間個人予定>、<<実績管理>><月間個人実績>画面で地域密着型通所介護（療養型）スケジュールの登録方法が変わりました。通所介護ボタンをクリックした後の通所介護サービス選択画面で「78.地域密着型通所介護（療養型）」を選択します。





【今後のリリース予定】

令和3年3月末 ファーストケア居宅版 令和3年度介護報酬改定対応 暫定版

居宅支援版・居宅提供版・小規模多機能版・看護小規模多機能版・包括支援版・

高齢者住宅版リリース（国保連、利用者請求計算部分を除く）

※利用票別表・提供票別表、利用者情報の LIFE 取り込み用データ出力や一部の LIFE 連携項目の  
入力などができるようになります。

令和3年4月末 ファーストケア居宅版 令和3年度介護報酬改定対応 確定版

居宅支援版・居宅提供版・小規模多機能版・看護小規模多機能版・包括支援版・

高齢者住宅版リリース

※加減算設定・国保連請求・利用者請求・他請求管理・LIFE 取り込み用データ出力機能を含む  
確定版